の全部若しくは一部を記載した書面であつてその内容が当該電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

（公務員以外の者の書類等）

第六十条　官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類又は電磁的記録には、当該公務員以外の者が、年月日を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　作るべきものが書類である場合　署名押印すること。

二　作るべきものが電磁的記録である場合　電磁的記録が当該公務員以外の者の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

（条件を付する場合等の裁判長等による記名押印等）

第六十一条の二　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面又は電磁的記録によりこれをするときは、当該書面又は電磁的記録には、裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　書面により条件を付する場合　記名押印すること。

二　電磁的記録により条件を付する場合　電磁的記録が裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

2　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面又は電磁的記録によりこれをするときは、当該書面又は電磁的記録には、裁判長又は裁判官が、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　書面により時期又は方法を指定する場合　記名押印すること。

二　電磁的記録により時期又は方法を指定する場合　電磁的記録が裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

（調書等への署名押印に代わる措置・法第百九十八条等）

第六十一条の三　法第百九十八条第五項第二号の裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置は、被疑者が同項の調書に誤りがないことを確認した旨を当該調書上明らかにする措置とする。

2　法第二百九十条の三第一項、第三百十六条の十四第三項第二号及び第三百二十一条第一項の裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「被疑者」とあるのは「供述者」と、「調書」とあるのは「供述を録取した電磁的記録」と読み替えるものとする。

3　法第三百二十二条第一項の裁判所の規則で定める被告人の署名又は押印に代わる措置については、第一項の規定を準用する。

（公務員以外の者の書類）

第六十条　官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類には、年月日を記載して署名押印しなければならない。

［新設］

（条件を付する場合等の裁判長等による記名押印）

第六十一条の二　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

［新設］

2　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

［新設］

［新設］